



市章

彦根市公報

令和5年(2023年)7月18日
第1896号
火曜日

定日発行 毎月1日、15日 2回

目次

- 条例
 - 18 彦根市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 1
 - 19 彦根市放課後児童クラブ負担金徴収条例の一部を改正する条例 2
- 規則
 - 49 彦根市立保育所管理運営規則等の一部を改正する規則 2
 - 50 彦根市市税規則の一部を改正する規則 3
 - 51 彦根市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則 6
- 告示
 - 181 彦根市本庁舎における通話録音装置の設置および運用に関する要綱 7
 - 182 彦根市宅地開発指導要綱の一部改正 8
 - 183 彦根市中高層建築物指導要綱の一部改正 9
 - 184 彦根市指定工作物指導要綱の一部改正 11
 - 185 地籍調査の実施 11
 - 186 彦根市指定下水道工事店の指定(新規) 11
 - 187 彦根市特定教育・保育施設等整備運営補助金交付要綱等の一部改正 11
 - 187の2 予算の要領の公表 12
 - 188 彦根市情報公開条例の実施状況の公表 12
 - 189 旧彦根市個人情報保護条例の運用状況の公表 12
 - 190 彦根市まちづくり推進事業総合補助金交付要綱の一部改正 13
 - 190の2 彦根市都市公園における防犯カメラの設置および運用に関する要綱の一部改正 ... 13
 - 191 美しいひこね創造条例の運用状況の公表 13
 - 192 彦根市地域経済対策リフォーム事業助成金交付要綱の一部改正 15
 - 193 市道区域の変更 17
 - 194 市道の供用の開始 18
- 公告
 - 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 18
 - 彦根市農用地利用集積計画公告 18
 - 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 18
- 教育委員会規則
 - 5 彦根市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則 19
- 教育委員会告示
 - 13 彦根市教育委員会会議の招集 19

条例

彦根市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月27日

彦根市長 和田裕行

彦根市条例第18号

彦根市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

彦根市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成11年彦根市条例第3号)の一部を次のように改正する。

付則第 2 項中「次に掲げる作業」を「特定新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)第 2 条第 1 号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第 15 条第 1 項に規定する政府対策本部が設置されたもの(規則で定めるものに限る。)をいう。)から市民等の生命および健康を保護するために行われた措置に係る作業であって規則で定めるもの」に改め、同項各号を削る。

付則第 3 項中「次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に」を「1,500 円(緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると市長が認めるものに従事した場合にあっては、4,000 円)を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて規則で」に改め、同項各号を削る。

付則第 4 項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

彦根市放課後児童クラブ負担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 6 月 27 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市条例第 19 号

彦根市放課後児童クラブ負担金徴収条例の一部を改正する条例

彦根市放課後児童クラブ負担金徴収条例(平成 22 年彦根市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

別表中「8,000 円」を「10,000 円」に、「6,000 円」を「8,000 円」に、「12,000 円」を「15,000 円」に、「10,000 円」を「13,000 円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和 6 年度以後の利用に係る負担金について適用し、令和 5 年度以前の利用に係る負担金については、なお従前の例による。

規 則

彦根市立保育所管理運営規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 6 月 26 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市規則第 49 号

彦根市立保育所管理運営規則等の一部を改正する規則

(彦根市立保育所管理運営規則の一部改正)

第 1 条 彦根市立保育所管理運営規則(昭和 63 年彦根市規則第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 号中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同条第 2 号中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改める。

第 16 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(彦根市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正)

第 2 条 彦根市子ども・子育て支援法施行細則(平成 27 年彦根市規則第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に、「同項第 2 号」を「同条第 2 号」に改める。

(彦根市立認定こども園管理運営規則の一部改正)

第 3 条 彦根市立認定こども園管理運営規則(平成 29 年彦根市規則第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同項第 2 号中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同項第 3 号中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に改める。

第31条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

(彦根市特定教育・保育施設副食費徴収規則の一部改正)

第4条 彦根市特定教育・保育施設副食費徴収規則(令和元年彦根市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

彦根市市税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第50号

彦根市市税規則の一部を改正する規則

彦根市市税規則(平成6年彦根市規則第24号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項に次のただし書を加える。

ただし、条例第82条第1号エに規定する特定小型原動機付自転車については、別記様式第86号の3によるものとする。

「
別記様式第80号中 第一種
(50cc又は0.6kW以下) を 第一種一般
(50ccまたは0.6kW以下)
 第一種特定
(0.6kW以下)
」

に、「又は0.8kW」を「または0.8kW」に、「又は1.0kW」を「または1.0kW」に、「型式及び年式」を「型式および年式」に、「小型特殊を除く」を「第一種特定および小型特殊を除く」に改める。

別記様式第80号の2を次のように改める。

様式第80号の2(第14条関係)

軽自動車税(種別割)申告書(報告書)
市町村長様

次のとおり申告(報告)します。

1. 新規取得(新車) 2. 新規取得(中古車) 3. 移転 4. 記入 5. 転出 6. 抹消 7. 変更(住所・住所・住所・住所・住所・住所・住所・住所)の所有 8. その他()	1. 売買 2. 相続 3. 贈与 4. 所有権留保解除 5. その他()	取得・変更・廃棄等年月日 年 月 日	初期検査(輸出)年月日 年 月 日
車種区分 かな 番号 運輸支局等 車種区分 かな 番号		01. 乗用車 02. トラック(貨物) 03. 特殊用途自動車() 04. その他()	
車種区分 かな 番号 運輸支局等 車種区分 かな 番号		01. 乗用車 02. トラック(貨物) 03. 特殊用途自動車() 04. その他()	
住所または所在地 (ビル、アパート、マンションおよび様室番号を左詰で記す)		車名(通称名) 型式	
(7桁) 氏名 (7桁) 氏名 (7桁) 氏名 (7桁) 氏名		車種区分 最大積載量 車重 車高 車体区分番号 kg kg cm cm	
生年月日 年 月 日		燃料(申告・報告)の種類 1. ガソリン 2. 軽油 3. その他()	
電話番号 () () () () () () () () () ()		主たる定置場 ※ ()内は田主たる定置場所の住所を記入	
住所 (7桁) 氏名 (7桁) 氏名 (7桁) 氏名		所有形態 1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 5. 譲渡留保 6. その他()	
住所 (7桁) 氏名 (7桁) 氏名 (7桁) 氏名		申請者 1. 電気・天然ガス(H30年排出ガス基準適合またはH21年排出ガス基準10%削減) 2. **R12年度燃費消費率90%達成かつR2年度燃費消費率70%達成の乗用車 3. **R12年度燃費消費率70%達成かつR2年度燃費消費率70%達成の営業用乗用車	

※この欄には記入しないこと。

別記様式第82号中

- A 原付第1種(50cc未満)
- B 原付第2種乙(90cc未満)
- C 原付第2種甲(125cc未満)
- J 小型特殊農耕用
- K 小型特殊自動車
- R 原付(三輪以上で車室のあるも)

「
 を
 の)
 」
 に改める。

A 原付第1種一般(50cc以下)	E 小型特殊農耕用
B 原付第1種特定(0.6kW以下)	F 小型特殊自動車
C 原付第2種乙(90cc以下)	G 原付(三輪以上で車室あり)
D 原付第2種甲(125cc以下)	

別記様式第83号中 「
 第一種
 (50cc又は0.6kW以下) を 「
 第一種一般
 (50ccまたは0.6kW以下)
 第一種特定
 (0.6kW以下)
 」
 に、「又は0.8kW」を「または0.8kW」に、「又は1.0kW」を「または1.0kW」に改める。

別記様式第83号の2中 「
 A 原付第1種(50cc未満) J 小型特殊農耕用
 B 原付第2種乙(90cc未満) K 小型特殊自動車
 C 原付第2種甲(125cc未満) R 原付(三輪以上で車室のあ
 」
 を
 るもの)
 」
 に改める。

A 原付第1種一般(50cc以下)	E 小型特殊農耕用
B 原付第1種特定(0.6kW以下)	F 小型特殊自動車
C 原付第2種乙(90cc以下)	G 原付(三輪以上で車室あり)
D 原付第2種甲(125cc以下)	

別記様式第86号の2の次に次の1様式を加える。

様式第 86 号の 3(第 15 条関係)

単位：mm



備考

- 1 車両番号は、図示の例により、上段に彦根市名を、下段にひらがな名文字(お、し、へ、ゐ、ゑ、んを除く。)および4桁の数字をもって表示する。ただし、上位の桁の数字が有効数字でない場合は、直径5ミリメートルの点で表示する。
- 2 番号表は、金属製のものまたは金属および透明材料を用いたものとし、車両番号は浮きだしとする。この場合において、金属および透明材料を用いたものにあつては、金属製と同程度に堅牢で使用に十分耐えるものとする。
- 3 標識の色は、白色とし、文字の色は、濃紺色とする。

付 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

彦根市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月3日

彦根市長 和田裕行

彦根市国民健康保険条例施行規則(平成9年彦根市規則第18号)の一部を次のように改正する。

別記様式第4号中 「 生年月日 年 月 日 男・女 」 を

「 生年月日 年 月 日 」 に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

彦根市告示第181号

彦根市本庁舎における通話録音装置の設置および運用に関する要綱を次のように定める。

令和5年6月19日

彦根市長 和田裕行

彦根市本庁舎における通話録音装置の設置および運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、業務の公正かつ適正な執行を確保するとともに、犯罪の防止および職員への不当な圧力の排除を目的として本庁舎に設置する通話録音装置の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通話録音装置 電話機での通話内容等を自動で記録するため、本庁舎に設置する装置をいう。
- (2) 通話記録 通話録音装置により記録された音声、通話日時、通話時間、通話当事者の電話番号等の電磁的記録をいう。

(総括管理者等の設置)

第3条 通話録音装置の適正な設置および運用を図るため、通話録音装置総括管理者(以下「総括管理者」という。)を置き、総務部長をもって充てる。

2 通話録音装置管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置き、公有財産管理課長をもって充てる。

3 管理責任者は、通話録音装置の運用に関する事務を行うため必要があると認めるときは、通話録音装置管理取扱者(以下「管理取扱者」という。)を置くことができる。

4 管理責任者は、管理取扱者以外の者に、通話録音装置の操作をさせてはならない。

(通話録音装置の設置等の公表)

第4条 管理責任者は、通話録音装置の設置、利用目的、運用方法等について、市のホームページ等において公表するものとする。

(個人情報保護)

第5条 総括管理者、管理責任者および管理取扱者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)を遵守し、通話録音装置の設置および運用に関し適切な措置を講じなければならない。

2 総括管理者、管理責任者および管理取扱者は、通話記録の漏えい、滅失または毀損の防止その他の安全管理のための必要な措置を講じなければならない。

3 総括管理者、管理責任者および管理取扱者は、通話記録により知り得た情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(通話録音装置の使用)

第6条 通話録音装置は、電話機での通話の開始とともに自動で通話内容等を録音し、または記録するものとする。

(通話記録の保存および廃棄)

第 7 条 通話記録の保存期間は、当該記録された日から 30 日間とする。ただし、法令に定めがある場合、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合その他管理責任者が必要と認めた場合は、この限りでない。

2 通話記録は、記録された時の状態で保存し、加工してはならない。

3 第 1 項に規定する保存期間を経過した通話記録は、手動、上書き等の方法により消去を行うものとする。

4 通話記録は、複製してはならない。ただし、次条第 1 項ただし書に規定する場合、法第 76 条の規定による開示の請求があった場合および管理責任者が通話録音装置の設置の目的を達成するため特に必要があると認める場合は、この限りでない。

5 管理責任者は、通話記録を保存した電磁的記録媒体を破棄する場合は、破砕その他の通話内容等を再現することができない方法により行うものとする。

(目的外の利用および提供の禁止)

第 8 条 通話記録(当該通話記録を保存した電磁的記録媒体を含む。次項において同じ。)は、通話録音装置の設置の目的以外の目的のために利用し、または提供してはならない。ただし、法令に基づく場合および法第 69 条第 2 項の規定に基づく場合は、この限りでない。

2 管理責任者は、前項ただし書の規定により通話記録を利用し、または提供しようとするときは、法および彦根市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 5 年彦根市条例第 6 号。以下「条例」という。)の規定に基づく所定の手続を行わなければならない。

(個人情報の取扱い)

第 9 条 通話記録に係る個人情報の取扱いについては、この要綱に定めるもののほか、法および条例の規定によるものとする。

(苦情の処理)

第 10 条 管理責任者は、通話録音装置の設置および運用に関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、通話録音装置の設置および運用に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この告示は、令和 5 年 6 月 26 日から施行する。

彦根市告示第 182 号

彦根市宅地開発指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 6 月 19 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市宅地開発指導要綱の一部を改正する告示

彦根市宅地開発指導要綱(令和 3 年彦根市告示第 52 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「ときは、」の次に「景観法(平成 16 年法律第 110 号)および」を、「努め、」の次に「彦根市景観計画(平成 19 年彦根市告示第 146 号)に定める」を加え、「および色彩」を「、色彩等」に改める。

第 18 条第 2 項第 3 号ア中「開発行為に関する工事の検査済証の交付後、」を削り、「速やかに」の次に「建築確認を受けた上で」を加える。

第 20 条の見出しを「(緑化推進等)」に改め、同条第 1 項中「ときは」の次に「、彦根市緑の基本計画(平成 9 年 3 月策定)に基づき緑化の推進に努めるとともに」を加え、「(平成 19 年彦根市告示第 146 号)」を削り、同条第 2 項中「開発区域内の風致を損なわないようにしなければ」を「開発区域とその周辺との景観の調和を図るよう努めなければ」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 事業主は、開発行為に関連して屋外広告物の表示または掲出物件の設置をしようとするときは、良好な景観を保全し、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号)および彦根市屋外広告物条例の規定を遵守しなければならない。

第 27 条第 1 項中「周知遺跡」を「周知の埋蔵文化財包蔵地」に改める。

付 則

この告示は、令和5年8月1日から施行する。

彦根市告示第183号

彦根市中高層建築物指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年6月19日

彦根市長 和田裕行

彦根市中高層建築物指導要綱の一部を改正する告示

彦根市中高層建築物指導要綱(令和3年彦根市告示第53号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「ときは、」の次に「景観法(平成16年法律第110号)および」を、「努め、」の次に「彦根市景観計画(平成19年彦根市告示第146号)に定める」を加え、「および色彩」を「、色彩等」に改める。

第13条の見出し中「駐車場および駐輪場」を「駐輪場および駐車場」に改め、同条第1項を次のように改める。

事業主は、集合住宅等(老人ホームその他の社会福祉施設を除く。以下この条において同じ。)の建築行為を行う場合は、次の表に掲げる駐輪場を当該集合住宅等の建築敷地内に、同表に掲げる駐車場を当該集合住宅等の建築敷地等(建築敷地および当該建築敷地から50メートル以内に存する事業主の所有地をいう。以下この条において同じ。)内に確保しなければならない。この場合において、事業主は、確約書(別記様式第5号)を市長に提出したときは、都市機能誘導区域内については全体の台数分の駐車場を、居住誘導区域内については全体の台数の2分の1以下の台数分の駐車場を、建築敷地等以外に確保できるものとする。

建築位置	集合住宅等の種類	駐輪場および駐車場の1戸当たりの台数
都市機能誘導区域内	ワンルーム型	駐輪場 1 台以上(全体の台数の 2 分の 1 以上の台数分をバイク用とすること。)
		駐車場 1 台以上
	ワンルーム型以外	駐輪場 2 台以上(全体の台数の 10 分の 1 以上の台数分をバイク用とすること。)
		駐車場 1 台以上
居住誘導区域内	ワンルーム型	駐輪場 1 台以上(全体の台数の 2 分の 1 以上の台数分をバイク用とすること。)
		駐車場 1 台以上
	ワンルーム型以外	駐輪場 2 台以上(全体の台数の 10 分の 1 以上の台数分をバイク用とすること。)
		駐車場 1 台以上
その他の区域内	ワンルーム型	駐輪場 1 台以上(全体の台数の 2 分の 1 以上の台数分をバイク用とすること。)
		駐車場 1 台以上
	ワンルーム型以外	駐輪場 2 台以上(全体の台数の 10 分の 1 以上の台数分をバイク用とすること。)
		駐車場 2 台以上

備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 居住誘導区域 彦根市立地適正化計画(平成30年3月策定)において定める都市の居住者の居住を誘導すべき区域をいう。
- (2) 都市機能誘導区域 彦根市立地適正化計画において定める医療、商業等の都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域をいう。
- (3) ワンルーム型 1K、1DKおよび1LDKの住居で構成された集合住宅等をいう。
- (4) バイク用 原動機付自転車および自動二輪車の駐輪場(幅が0.7メートルから1.0メートルまで程度のものに限る。)をいう。

第13条第2項中「駐車場および駐輪場」を「駐輪場および駐車場」に改める。

第19条の見出しを「(緑化推進等)」に改め、同条第1項「ときは」の次に「彦根市緑の基

本計画(平成9年3月策定)に基づき緑化の推進に努めるとともに」を加え、「(平成19年彦根市告示第146号)」を削り、同項ただし書中「確保するよう努めなければ」を「確保しなければ」に改め、同条第2項中「敷地内の風致を損なわないようにしなければ」を「敷地とその周辺との景観の調和を図るよう努めなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

3 事業主は、建築行為に関連して屋外広告物の表示または掲出物件の設置をしようとするときは、良好な景観を保全し、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物法(昭和24年法律第189号)および彦根市屋外広告物条例の規定を遵守しなければならない。

第26条第1項中「周知遺跡」を「周知の埋蔵文化財包蔵地」に改める。

別記様式第1号の表工事施工者の項の次に次のように加える。

建築位置	都市機能誘導区域 ・ 居住誘導区域 ・ その他の区域
------	----------------------------

別記様式第1号の表植栽計画の項の次に次のように加える。

駐輪場等計画	自転車台 ・ バイク台 ・ 自動車台
--------	--------------------

別記様式第5号を次のように改める。

様式第5号(第13条関係)

年 月 日

彦根市長 様

事業主 住所
氏名
連絡先 TEL

確約書

下記の建築物を建築するに伴い、彦根市中高層建築物指導要綱第13条第1項の規定に基づく駐車場の必要台数が建築敷地等内に確保されていませんが、駐車場に不足が生じた場合は、自己の責任において新たに建築敷地等以外の場所に駐車場を確保することを確約します。

記

建築敷地等以外の駐車場の所在地	
建築敷地等以外の駐車場の面積	m ²
計画建築物	用途： 構造： 階建： 高さ： 規模： 戸 建築敷地等内に必要な駐車場の台数 : 台 建築敷地等内の実際の駐車場の台数 : 台 建築敷地等以外の場所において確保することを確約する台数 : 台
その他	添付書類 建築敷地等および建築敷地等以外の場所の駐車場の位置図

付 則

この告示は、令和5年8月1日から施行する。

彦根市告示第184号

彦根市指定工作物指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年6月19日

彦根市長 和田裕行

彦根市指定工作物指導要綱の一部を改正する告示

彦根市指定工作物指導要綱(令和3年彦根市告示第54号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「ときは、」の次に「景観法(平成16年法律第110号)および」を加え、「特に」を「彦根市景観計画(平成19年彦根市告示第146号)に定める」に、「と色彩」を「、色彩等」に改める。

第10条を次のように改める。

(緑化推進)

第10条 事業主は、建設行為を行うときは、彦根市緑の基本計画(平成9年3月策定)に基づき緑化の推進に努めるとともに、彦根市景観計画に定める緑化率を遵守しなければならない。

2 事業主は、敷地内に地域の特性を象徴し、四季を感じさせる樹木(成木に限る。)を植栽し、かつ、建築行為により生じた法面に張芝等を植栽し、敷地とその周辺との景観の調和を図るよう努めなければならない。

第15条第1項中「周知遺跡」を「周知の埋蔵文化財包蔵地」に改める。

第20条第2項中「事業計画策定ガイドライン」の次に「(太陽光発電)」を、「経済産業省に」の次に「不適切な案件として」を加える。

付 則

この告示は、令和5年8月1日から施行する。

彦根市告示第185号

令和5年度地籍調査事業計画(令和5年6月9日付け滋県活生第236号)に基づき、下記のとおり地籍調査を実施するので、国土調査法(昭和26年法律第180号)第7条の規定により告示する。

令和5年6月20日

彦根市長 和田裕行

記

1 事業計画が定められた年月日

令和5年4月1日

2 調査を実施する者の名称

彦根市

3 調査地域

石寺町の一部

4 調査期間

令和5年6月20日から令和6年3月31日まで

彦根市告示第186号

彦根市指定下水道工事店規則(平成12年彦根市規則第13号)第6条の規定により、令和5年6月20日に、下記のとおり彦根市指定下水道工事店を指定(新規)した。

令和5年6月26日

彦根市長 和田裕行

記

登録番号	名称	所在地
第658号	須戸 慎治郎(水工房SUDO)	米原市顔戸1765番地

彦根市告示第187号

彦根市特定教育・保育施設等整備運営補助金交付要綱等の一部を改正する告示を次のように定

める。

令和 5 年 6 月 26 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市特定教育・保育施設等整備運営補助金交付要綱等の一部を改正する告示

(彦根市特定教育・保育施設等整備運営補助金交付要綱の一部改正)

第 1 条 彦根市特定教育・保育施設等整備運営補助金交付要綱(平成 13 年彦根市告示第 129 号)の一部を次のように改正する。

第 19 条第 1 項および第 5 項ただし書中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(彦根市保育所等における業務効率化推進事業補助金交付要綱の一部改正)

第 2 条 彦根市保育所等における業務効率化推進事業補助金交付要綱(平成 28 年彦根市告示第 204 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項および第 6 項ただし書中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(彦根市立保育所および認定こども園食材料費取扱要綱の一部改正)

第 3 条 彦根市立保育所および認定こども園食材料費取扱要綱(平成 29 年彦根市告示第 113 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に、「同項第 2 号」を「同条第 2 号」に改める。

付 則

この告示は、令和 5 年 6 月 26 日から施行する。

彦根市告示第 187 号の 2

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 219 条第 2 項の規定により、令和 5 年 6 月 26 日市議会の議決を経た令和 5 年度(2023 年度)彦根市一般会計補正予算(第 3 号)および令和 5 年度(2023 年度)彦根市病院事業会計補正予算(第 1 号)の要領を次のとおり公表する。

令和 5 年 6 月 26 日

彦根市長 和 田 裕 行

(以下省略)

彦根市告示第 188 号

彦根市情報公開条例(平成 14 年彦根市条例第 56 号)第 36 条の規定に基づき、下記のとおり令和 4 年度の実施状況を公表する。

令和 5 年 6 月 27 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

- 1 公文書の公開の請求の件数 141 件(うち 2 件は取下げ)
- 2 公文書の公開の決定をした件数(部分公開を含む。) 143 件
 - (1) 公開決定 30 件
 - (2) 部分公開決定 113 件
- 3 公文書の非公開の決定をした件数およびその理由
 - (1) 件数 7 件
 - (2) 理由 不存在 7 件
- 4 審査請求の件数 0 件
- 5 審査請求の処理状況 0 件

(注) 1 つの請求に対し、複数の決定を行ったものがあるため、請求件数(上記 1)と決定件数(上記 2 と 3 の合計)は、一致しない。

彦根市告示第 189 号

彦根市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 5 年彦根市条例第 6 号)付則第 2 条の規定により廃止した彦根市個人情報保護条例(平成 16 年彦根市条例第 25 号)の令和 4 年度の利用状況を公表する。

令和 5 年 6 月 27 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

- 1 開示請求、訂正請求および利用停止請求の件数
 - (1) 開示請求 36 件
 - (2) 訂正請求 0 件
 - (3) 利用停止請求 0 件
- 2 開示決定等、訂正決定等および利用停止決定等の状況
 - (1) 開示決定等 30 件
 - ア 開示決定 10 件
 - イ 部分開示決定 20 件
 - (2) 訂正決定等 0 件
 - (3) 利用停止決定等 0 件
- 3 不開示の決定をした件数およびその理由
 - (1) 件数 6 件
 - (2) 理由 不存在 6 件
- 4 審査請求の件数 0 件
- 5 審査請求の処理状況 0 件

彦根市告示第 190 号

彦根市まちづくり推進事業総合補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。
令和 5 年 6 月 28 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市まちづくり推進事業総合補助金交付要綱の一部を改正する告示

彦根市まちづくり推進事業総合補助金交付要綱(平成 19 年彦根市告示第 99 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「別表第 1 の 2 の項」を「別表第 2 の 2 の項」に改める。

付 則

この告示は、令和 5 年 6 月 28 日から施行し、改正後の第 4 条第 2 項の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

彦根市告示第 190 号の 2

彦根市都市公園における防犯カメラの設置および運用に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 7 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市都市公園における防犯カメラの設置および運用に関する要綱の一部を改正する告示

彦根市都市公園における防犯カメラの設置および運用に関する要綱(令和 4 年彦根市告示第 98 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表福満公園の項の次に次のように加える。

京町公園	屋外	カメラ	2
		記録用サーバ	2

付 則

この告示は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

彦根市告示第 191 号

美しいひこね創造条例(平成 17 年彦根市条例第 79 号)第 29 条の規定により、令和 4 年度の運用状況を下記のとおり公表する。

令和5年7月3日

彦根市長 和田裕行

記

1 創造活動の登録者の状況

- (1) 令和3年度末登録者数 4,269 人
- (2) 令和4年度新規登録者数 509 人
- (3) 令和4年度登録抹消者数 551 人
- (4) 令和4年度末登録者数 4,227 人

2 創造活動の活動状況

- (1) 令和4年度活動報告書の提出者数 3,560 人
- (2) 活動内容の内訳
 - ア まちの美観を保つ活動 15,530 単位
 - イ 地域安全活動 7,372 単位
 - ウ 助け合い活動 6,230 単位
 - エ 低炭素社会づくり活動 45,972 単位
 - オ 健康増進活動 91,563 単位

3 登録団体の状況

- (1) 令和3年度末登録団体数 141 団体
- (2) 令和4年度新規登録団体数 3 団体
- (3) 令和4年度登録抹消団体数 4 団体
- (4) 令和4年度末登録団体数 140 団体

〔内訳〕自治会 48 団体、老人会 20 団体、子ども会 6 団体、特定非営利活動法人 7 団体、ボランティア団体 55 団体、その他の団体(青年団等) 4 団体

4 地域通貨の交付状況(令和4年度中の創造活動に対する交付)

- (1) 交付人数 3,537 人
- (2) 交付額 4,089,600 彦

5 地域通貨の活用状況

- (1) 市の施設の使用料または手数料の支払
 - ア 件数 444 件
 - イ 使用額 136,900 彦
 - ウ 金額 136,610 円
- (2) 登録市民団体からの換金申請
 - ア 件数 104 件
 - イ 団体数 103 団体
 - ウ 使用額 2,891,000 彦
 - エ 金額 2,891,000 円

(3) エコバッグとの交換

ア 件数	288	件
イ 個数	589	個
ウ 使用額	294,500	彦
(4) ごみ袋		
ア 件数	898	件
イ 個数	6,407	個
ウ 使用額	640,700	彦
(5) 湖国バス乗車券		
ア 件数	71	件
イ 個数	85	セット
ウ 使用額	85,000	彦
(6) 反射シールとの交換		
ア 件数	57	件
イ 個数	113	枚
ウ 使用額	11,300	彦

彦根市告示第192号

彦根市地域経済対策リフォーム事業助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年7月3日

彦根市長 和田裕行

彦根市地域経済対策リフォーム事業助成金交付要綱の一部を改正する告示

彦根市地域経済対策リフォーム事業助成金交付要綱(令和3年彦根市告示第86号)の一部を次のように改正する。

別記様式第5号を次のように改める。

様式第5号(第10条関係)

申請日

2	0			年			月			日
---	---	--	--	---	--	--	---	--	--	---

彦根市長 様

申請者

〒				-						
住所	滋賀県彦根市									
フリガナ										
氏名										
携帯電話										
固定電話										

彦根市地域経済対策リフォーム事業助成金交付申請書

次のとおり助成金の交付を受けたいので、彦根市地域経済対策リフォーム事業助成金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、申請内容の確認のため、必要に応じて、私および私の申請物件に係る国、県または市の他の制度の活用状況、戸籍情報、住民票情報、市税の納税状況および固定資産課税台帳記載情報について調査されることに同意します。

助成候補者 決定通知番号	彦経振第					号				
助成候補者 決定通知日	2	0			年		月			日
総工事金額							円 (消費税込み) ※右詰めでご記入ください			
助成対象経費							円 ※右詰めでご記入ください			
助成金申請額							円 ※右詰めでご記入ください			
他の補助制度等の活用	<input type="checkbox"/> 有	(有の場合)	他の補助制度等の名称							
	<input type="checkbox"/> 無		工事内容の重複		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無				
	(工事内容の重複有の場合)		重複金額(※右詰め)							円
市税の滞納	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無								

◇宣誓 次のとおり誓約します。(各項目にチェック☑をしてください。)

- 私は、彦根市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)または同条第1号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
- 私は、彦根市が必要に応じ誓約の内容について滋賀県彦根警察署に照会することを同意します。

委任欄

代理人 (提出者)	氏名(※1)		住所	
携帯電話			固定電話	

私は、上記の者(※1)を代理人に定め、彦根市地域経済対策リフォーム事業助成金に係る交付申請手続および申請内容の補完および訂正に係る権限を委任いたします。

年 月 日

委任者 氏名(申請者自署) _____

添付書類

- 施工を証明する書類
- リフォームの前後の写真
- 領収書または金融機関等の振込済証明書の写し
- 工事費内訳書(工事の内容および金額の内訳が分かるものに限る。)の写し
- その他市長が必要と認める書類(登記事項証明書の写し、戸籍謄本の写し等)

別記様式第 8 号を次のように改める。

様式第 8 号 (第 13 条関係)

請求日

2	0			年			月			日
---	---	--	--	---	--	--	---	--	--	---

彦根市長 様

申請者

〒				-							
住所	滋賀県彦根市										
フリガナ											
氏名											
携帯電話											
固定電話											

彦根市地域経済対策リフォーム事業助成金交付請求書

交付決定通知があった彦根市地域経済対策リフォーム事業助成金の交付について、彦根市地域経済対策リフォーム事業助成金交付要綱第13条第1項の規定により、次のとおり請求します。

交付決定通知番号	彦経振第						号				
交付決定通知日	2	0		年			月			日	
交付請求額	金						円	※右詰めでご記入ください			
振 込 先 口 座 名											
金融機関コード											
金融機関店舗コード											
口座番号									<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	
フリガナ											
口座名義人											

(※債権者名と振込口座名が相違する場合は、別に委任状が必要です。)

添付書類 振込先口座の通帳の写し

付 則

この告示は、令和 5 年 7 月 3 日から施行する。

彦根市告示第 193 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように市道区域を変更する。

その関係図面は、令和 5 年 7 月 3 日から令和 5 年 7 月 17 日まで彦根市建設部建設管理課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 7 月 3 日

彦根市長 和田 裕 行

変更

番号	路線名	区分	起 点	終 点	延長 (m)	幅員 (m)
11	芹橋彦富線	前	彦根市賀田山町字 野田 1338 番 1	彦根市千尋町字末 津 300 番 1	164.6	12.1~32.3
		後			151.8	16.1~16.1

彦根市告示第194号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、令和5年7月3日から令和5年7月17日まで彦根市建設部建設管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年7月3日

彦根市長 和田裕行

開始

番号	路線名	起 点	終 点	供用開始の期日
11	芹橋彦富線	彦根市賀田山町字野田 1338 番 1	彦根市千尋町字末津 300 番 1	令和5年7月3日

公告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年6月19日

彦根市長 和田裕行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
(略)	彦根市堀町字横地 98 番 4 および 98 番 9	278.61 m ²	令和 5. 6. 19	958

彦根市農用地利用集積計画公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、彦根市農用地利用集積計画を次のとおり定めたので、同法第19条の規定により公告する。

令和5年6月20日

彦根市長 和田裕行

(以下省略)

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年6月30日

彦根市長 和田裕行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
大阪市北区大淀中一丁目 1 番 30 号 積水ハウス不動産関西株	彦根市大堀町字上岩光寺 365 番 1、366 番 1、367 番 1、367 番 4、368 番	8,190.46 m ²	令和 5. 6. 30	950

株式会社
代表取締役 澤田 康志

1、369番1、370番1、
371番1および372番1

教育委員会規則

彦根市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月26日

彦根市教育委員会
教育長 西 嶋 良 年

彦根市教育委員会規則第5号

彦根市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則

彦根市立幼稚園管理運営規則(平成27年彦根市教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

彦根市教育委員会告示第13号

彦根市教育委員会会議を下記のとおり招集する。

令和5年6月16日

彦根市教育委員会
教育長 西 嶋 良 年

記

- 1 日 時 令和5年6月29日(木)午後1時30分から
- 2 場 所 彦根市役所本庁舎第5-1、5-2会議室
- 3 議 題
 - (1) 彦根市教育委員会事務点検・評価委員会委員の委嘱について
 - (2) 彦根市通学区域審議会委員の委嘱について
 - (3) 彦根城博物館協議会委員の任命について
 - (4) 彦根市図書館協議会委員の任命について